

令和 8 年度第 3 回

滝沢市上下水道事業経営審議会資料

〔滝沢市下水道使用料の改定について〕

令和 8 年 8 月 2 8 日

滝沢市上下水道部 経営課

滝沢市下水道使用料の改定について

1 趣旨

滝沢市上下水道事業経営審議会長から答申のあった下水道使用料の改定について、答申を踏まえた下水道使用料の改定に向けた事務の進捗等について報告するもの。

2 答申概要

令和7年10月27日付け市長諮問「下水道使用料の改定について」を受け、令和7年度中に4回にわたる審議の結果、次の事項を主な内容とする答申書を令和8年3月17日付け市長へ提出したもの。

①下水道使用料の在り方

安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、下水道使用料の改定は必要である。

②下水道使用料を改定する場合の算定期間

令和9年度から令和12年度までの4年間

③使用料体系

基本水量制は廃止することが適当である。

④使用料改定率

平均改定率12%程度が適当である。

⑤改定時期

令和9年4月施行

⑥附帯意見

経営努力、不明水対策、接続率向上、わかりやすい広報、使用料妥当性の検討に関する附帯意見

3 答申を踏まえた下水道使用料の改定に向けた事務の進捗について

(1)	4月10日	【利用者周知】市ホームページ掲載
	令和7年度第5回審議会議事録及び答申書データを掲載	
(2)	4月21日	【庁内手続】政策調整報告会議報告
	答申内容を議会に報告することについて説明	
(3)	5月11日	【市議会説明】市議会全員協議会説明
	市議会議員に対し、市上下水道経営審議会答申の内容について説明	
(4)	5月12日	【利用者周知】市ホームページ掲載
	特設ページ（「下水道使用料の見直しについて」）を開設し、市の下水道事業の現状などについてお知らせ	
(5)	7月1日	【利用者周知】上下水道広報誌ちゃぐ水だより掲載
	特集記事（「下水道使用料の見直しについて」）を掲載し、市の下水道事業の現状などについてお知らせ	
(6)	7月6日	【市議会説明】市議会全員協議会説明
	審議会答申を踏まえた使用料改定を行う方針である旨を説明	

(7)	7月7日	【利用者周知】市ホームページ掲載
	市議会へ説明した内容と同様の説明資料を市ホームページ掲載	
(8)	7月28日	【庁内手続】庁議
	使用料改定等の実施に向けた市下水道条例改正議案を令和8年滝沢市議会定例会9月会議へ提案することを決定	

4 今後の予定について

(1)	8月31日	【条例改正手続】
	滝沢市下水道条例の一部を改正する条例議案を滝沢市議会へ提出 ⇒9月末までに条例改正議案審議見込み	

※以下は、条例改正議案が可決された場合のスケジュール案

(2)	10月中旬	【利用者周知】市ホームページ掲載
	特設ページに下水道使用料改定に係る情報提供記事掲載	
(3)	11月1日	【利用者周知】広報たきざわ掲載
	下水道使用料改定に係る記事を掲載	
(4)	12月1日	【利用者周知】上下水道広報誌ちゃぐ水だより
	下水道使用料改定に係る特集記事を掲載	
(5)	2月5日	【利用者周知】各戸周知
	2月検針にあわせて、下水道利用者へ使用料改定のお知らせを個別送付 (滝沢上水利用者以外の方へは個別により周知する。)	
(6)	4月1日	【使用料改定施行】
	下水道使用料改定施行（実際の使用料改定は令和9年5月検針分から適用）	

5 参考資料

- (1) 市議会提出議案（3～7ページ）

滝沢市下水道条例の一部を改正する条例及び新旧対照表

- (2) 使用料改定説明資料（8～13ページ）

下水道使用料改定方針／基本水量制の廃止と基本使用料の考え方／具体的な使用料率・体系／使用料改定後の各指標シミュレーション結果／使用料改定に係る参考事項

(案)

議案第 号

滝沢市下水道条例の一部を改正することについて

滝沢市下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものとする。

令和8年8月31日提出

滝沢市長 武田 哲

滝沢市下水道条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

滝沢市下水道事業の経営の安定化を目的とした下水道使用料の改定その他所要の整備を行うため、滝沢市下水道条例の一部を改正しようとするものである。

滝沢市下水道条例の一部を改正する条例

第 1 条 滝沢市下水道条例（昭和 5 8 年滝沢村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 1 項中「料金」を「使用料」に改める。

第 3 3 条中「基本料金及び超過料金」を「基本使用料及び従量使用料」に改め、同条の表用途別の項を次のように改める。

用途別	基本使用料（1 月につき）	従量使用料	
		汚水量区分	金額（1 立方メートルにつき）

第 3 3 条の表備考中「基本料金」を「基本使用料」に、「超過料金」を「従量使用料」に改める。

第 2 条 滝沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の表を次のように改める。

（使用料算定表）

用途別	基本使用料（1 月につき）	従量使用料	
		汚水量区分	金額（1 立方メートルにつき）
一般用	1, 2 6 5 円	5 立方メートルまでの分	3 3 円
		5 立方メートルを超え 1 0 立方メートルまでの分	9 9 円
		1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分	1 4 4 . 1 円
		2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまでの分	1 6 0 . 6 円
		3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分	1 8 1 . 5 円
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	2 0 3 . 5 円
		1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまでの分	2 1 4 . 5 円
		5 0 0 立方メートルを超え 1 , 0 0 0 立方メートルまでの分	2 2 5 . 5 円
		1 , 0 0 0 立方メートルを超える分	2 4 2 円
浴場用	1, 2 6 5 円	—	8 5 . 8 円
臨時用	—	—	2 4 2 円
備考			
1 一般用とは、浴場用及び臨時用以外の汚水をいう。			

- | |
|--|
| <p>2 浴場用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けた公衆浴場から排除される汚水をいう。</p> <p>3 臨時用とは、土木建築に関する工事施工に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時的に使用する場合に排除する汚水をいう。</p> |
|--|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日（次項及び第3項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の滝沢市下水道条例（以下この項において「条例」という。）第33条の規定にかかわらず、次に掲げる使用料については、なお従前の例による。
- （1）施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和9年4月30日までの間に認定（条例第34条の規定による認定をいう。次号及び次項において同じ。）された汚水量に係る使用料
- （2）施行日前から継続している公共下水道の使用で、令和9年5月1日から同月31日までの間に施行日以後初めて認定された汚水量に係る使用料のうち、同年4月の定例日（滝沢市水道事業給水条例（昭和49年滝沢村条例第21号）第24条の定例日をいう。）の初日までの公共下水道の使用に係る使用料
- （3）前2号に掲げるもののほか、施行日前の公共下水道の使用に係る使用料
- 3 前項第2号の公共下水道の使用に係る使用料の算定は、令和9年5月1日から同月31日までの間に施行日以後初めて認定された汚水量に係る使用料を各日均等に公共下水道に汚水を排除したものとみなして、日割りによって計算する。この場合において、算定した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

滝沢市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

滝沢市下水道条例の一部改正（第１条関係）

現 行				改 正 後			
（中途における使用の開始、中止等の場合の使用料）				（中途における使用の開始、中止等の場合の使用料）			
第３１条 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、又は中止したときであっても、 <u>料金</u> は１か月分とする。ただし、使用日数が１５日を超えず、かつ、使用水量が５立方メートル以下のときには、基本 <u>料金</u> は２分の１とする。				第３１条 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、又は中止したときであっても、 <u>使用料</u> は１か月分とする。ただし、使用日数が１５日を超えず、かつ、使用水量が５立方メートル以下のときには、基本 <u>使用料</u> は２分の１とする。			
２・３ 略 （使用料の算定）				２・３ 略 （使用料の算定）			
第３３条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した <u>基本料金及び超過料金</u> の合計額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 （使用料算定表）				第３３条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した <u>基本使用料及び従量使用料</u> の合計額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 （使用料算定表）			
用 途 別	基本料金（１月につき）	超過汚水量	超過料金（１立方メートルにつき）	用 途 別	基本使用料（１月につき）	従量使用料	
略				略		汚水量区分	金額（１立方メートルにつき）
備考 １ <u>基本料金</u> を徴収される者の <u>超過料金</u> は、１月の汚水量が５立方メートルを超える分について適用する。 ２～４ 略				備考 １ <u>基本使用料</u> を徴収される者の <u>従量使用料</u> は、１月の汚水量が５立方メートルを超える分について適用する。 ２～４ 略			

滝沢市下水道条例の一部改正（第２条関係）

現 行				改 正 後			
（使用料の算定）				（使用料の算定）			
第３３条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した基本使用料及び従量使用料の合計額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 （使用料算定表）				第３３条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した基本使用料及び従量使用料の合計額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 （使用料算定表）			
用 途 別	基本使用料（１月につき）	従量使用料		用 途 別	基本使用料（１月につき）	従量使用料	
一般用	１，１３３円	汚水量区分	金額（１立方メートルにつき）	一般用	１，２６５円	汚水量区分	金額（１立方メートルにつき）
		５立方メートルを超え１０立方メートルまでの分	９９円			５立方メートルを超え１０立方メートル	３３円
		１０立方メートルを超え１５立方メートルまでの分	１４３円			１５立方メートルを超え２０立方メートルまでの分	９９円

現 行				改 正 後			
		トルを超え2 0立方メー トルまでの分				までの分	
		20立方メー トルを超え3 0立方メー トルまでの分	154円			10立方メー トルを超え2 0立方メー トルまでの分	144.1円
		30立方メー トルを超え5 0立方メー トルまでの分	165円			20立方メー トルを超え3 0立方メー トルまでの分	160.6円
		50立方メー トルを超え1 00立方メー トルまでの分	181.5円			30立方メー トルを超え5 0立方メー トルまでの分	181.5円
		100立方メ ートルを超え 500立方メ ートルまでの 分	192.5円			50立方メー トルを超え1 00立方メー トルまでの分	203.5円
		500立方メ ートルを超え 1,000立 方メートルま での分	203.5円			100立方メ ートルを超え 500立方メ ートルまでの 分	214.5円
		1,000立 方メートルを 超える分	214.5円			500立方メ ートルを超え 1,000立 方メートルま での分	225.5円
浴 場 用	1,133円	5立方メー トルを超える分	77円	浴 場 用	1,265円	1,000立 方メートルを 超える分	242円
臨 時 用	—		214.5円	臨 時 用	—		85.8円
備 考	1 基本使用料を徴収される者の従量使用料は、1月の汚水量が5立方メートルを超える分について適用する。 2 一般用とは、浴場用及び臨時用以外の汚水をいう。 3 浴場用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けた公衆浴場から排除される汚水をいう。 4 臨時用とは、土木建築に関する工事施工に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時的に使用する場合に排除する汚水をいう。			備 考	1 一般用とは、浴場用及び臨時用以外の汚水をいう。 2 浴場用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けた公衆浴場から排除される汚水をいう。 3 臨時用とは、土木建築に関する工事施工に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時的に使用する場合に排除する汚水をいう。		

下水道使用料の改定について

- 本資料は、令和7年12月に上下水道部で行った下水道事業の収益的収支に関するシミュレーション結果を元に作成しています。
- 令和6年度（2024年度）までの値は実績値を、また、令和7年度（2025年度）以降の値はシミュレーションによる推計値を記載しています。
- 四捨五入による数値表記を行っているため、加算又は減算している数値の一部に端数が一致しない項目があります。
- 本資料内の数値は、下水道（汚水）に係る数値のみを使用しており、下水道（雨水）に係る数値はあらかじめ除外して算出しています。また、特段の記載がない場合は、税抜き金額で表示しています。

（シミュレーション条件は次のとおり）

項目	計上内容
人口見通し	令和6年度末住民基本台帳人口を元に国立社会保障・人口問題研究所試算モデルに準拠し算定
今後の収入の見込み（経常収益）	
使用料収入	人口見通しを元に、基本使用料にあっては用途ごとの有収水量推計と合わせて調定件数を推計し、従量使用料にあっては、人口見通しを元に処理区域内人口及び水洗化人口を推計の上、水洗化人口一人当たりの有収水量及び総有収水量を推計し算定
他会計補助金	今後見込まれる企業債の元利償還金等を元に総務省が定める繰出金基準を元に算定
長期前受金戻入	取得済みの資産と今後取得予定の資産の減価償却に応じて算定
今後必要となる経費の見込み（経常費用）	
職員給与費	職員構成に大幅な増減はないと見込み過去5年間の決算値に基づく職員平均単価及び職員数により算定
動力費・修繕費・委託料	過去5年間の決算値に基づく平均値を基に物価上昇分を見込み算定
材料費	年度による大幅な増減はないと見込み、過去5年間の決算値に基づく平均値を算定
流域下水道維持管理負担金	R7～R9は覚書による確定値、R10以降は岩手県県土整備部下水環境課資料に基づき、今後の都南処理区の負担金の見通し額から、本市の過去5年間水量比により算定
減価償却費	取得済みの資産と今後取得予定の資産の減価償却費を算定
資産減耗費・その他	年度による大幅な増減はないと見込み、過去の実績に基づく平均値を算定
支払利息	借入済みの企業債及び新規に借入する企業債の利子分を算定



1 下水道使用料改定方針



(1) 下水道使用料の改定の必要性について

厳しい収支見通し、施設の老朽化の状況、大規模災害への対応、受益者負担の原則及び公営企業会計の独立採算の原則の観点を踏まえ、**下水道使用料の改定は不可避であり、必要であると判断します。**

(2) 今回の下水道使用料の改定が目指すところ

経営基盤の安定化

本市では、おおむね4年ごとに使用料見直しの検討を行うこととしていることから、**次回見直しの時期（令和12年度）までの4年間に必要となる収入の確保に向け、経費回収率を高め、経営基盤の安定化を図ります。**

大規模災害への備え

大規模災害発生時における事業の継続的な運営及び復旧に向けた費用に対応可能となる資金残高の確保を目指し、**次回見直しの時期である令和12年度末までに7億円から8億円の資金残高を確保します。**

今回の使用料改定に係る算定期間を令和9年度から令和12年度までの4年間とし、その間の**使用料対象経費の回収率を高め、経営基盤の安定化を図るとともに、大規模災害への対応が可能な資金残高を確保できる使用料改定を目指す。**

(3) 下水道使用料改定の方針案

- ① **平均改定率12%増の改定を実施し、使用料算定期間（R9～R12年度）中の安定的な事業運営を期す。**
- ② **改定期日を令和9年4月1日とする。**
- ③ **基本水量制は廃止する。**
- ④ **今後も使用料等の妥当性を見直しを4年ごとに実施**

今回の改定で令和9年度～令和12年度までの経営基盤の**安定**を図る。

改定を踏まえた滝沢市下水道事業経営戦略の策定（計画期間：R9～R18）

次回見直し（令和12年度予定）時には、経営基盤の**強化**を見据えた検討を実施

2 基本水量制の廃止と基本使用料等の考え方



(1) 基本水量制の廃止について

基本水量制とは、基本使用料に一定の水量を付与することで一定水量の使用を促進し、公衆衛生の向上・生活環境の改善を目的に全国的に導入されてきた制度で、本市ではこれまで1か月当たり5 m³までを基本使用料の枠内に含め算定しています。

国では、少子高齢化による単身世帯の増加や、節水機器の普及・機能向上、節水意識の高まりなどにより、基本水量に満たない世帯も増加していることから廃止の検討が必要であるとしており、市上下水道経営審議会においても「基本水量制は廃止すべき」旨の答申が提出されています。

そのため市では、**従量制へ移行となる0 m³～5 m³までの新たな使用料率への一定の配慮を行いつつ、基本水量制を廃止**する予定としています。

(2) 基本使用料に係る検討

現在「基本使用料分：従量使用料分＝40：60」となっている本市の使用料体系ごとの収入割合について、事業運営に必要な経費の安定的な確保に向け、**国では基本使用料の割合を高めることが必要であるとしています。**

本市においては、基本使用料算定に当たっての基礎となる経費（使用水量の多寡にかかわらず必要となる「利用者数に対応して増減する経費〔検針経費、調定事務経費等〕」及び「施設規模に応じて固定的に必要な経費〔資本費、電力料金の基本料金等〕」）は、使用料対象経費の約97%を占めています。仮にその全てを基本使用料分で賄おうとすると、基本使用料が極めて高額になることが想定されます。

今回の見直しでは、現行の使用料体系により一定の必要額が確保されていること、恒常的赤字がないことなどから、**基本使用料の大幅な改定や、使用量ごとの段階の抜本的な見直しは実施せず、平均改定率に準じた基本使用料の改定と使用量ごとの単価の調整による見直しを実施します。**

(3) 污水排除量（下水道に排出される污水の量）について

水道水以外の水を使用しながら下水道に接続している利用者に対しては、市下水道条例及び市下水道条例施行規程に基づき、現在、1人当たり5 m³/月を污水排除量として認定し、下水道使用料を算出しています。

この污水排除量について、利用者間の負担公平性の観点から、全国的な使用水量や本市における有収水量などを考慮し、今回の下水道使用料の改定が実施された場合、1人当たり7 m³/月へと変更する予定としています。（別途、下水道条例施行規程を一部改正）

「基本水量制は、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題もあることから、漸進的に解消させていくことが望ましい。」

（出典：国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書）

「将来の有収水量減少に備えるためには、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を、漸進的に高めていく必要がある。」

（出典：国土交通省令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書）

厚生労働省調査

家庭内での1人1日使用水量約230ℓ
（約7.13 m³/人・月）

滝沢市における1人1日当たり有収水量
（全使用者・令和2～6年度）
約7.5～7.7 m³/人・月

滝沢市における1人1日当たり有収水量
（0～50 m³使用世帯・令和2～6年度）
約6.7～6.8 m³/人・月

3 具体的な使用料率・体系



(1) 使用料率等の改定案について

表：下水道使用料改定案

用途別	区分	水量区分	改定前(円) 《カッコ内は税込み》	改定後(円) 《カッコ内は税込み》
一般用	基本使用料		1,030(1,133.0)	1,150(1,265.0)
	従量使用料 (1m ³ につき)	0～5m ³	0	30(33.0)
		6～10m ³	90(99.0)	90(99.0)
		11～20m ³	130(143.0)	131(144.1)
		21～30m ³	140(154.0)	146(160.6)
		31～50m ³	150(165.0)	165(181.5)
		51～100m ³	165(181.5)	185(203.5)
		101～500m ³	175(192.5)	195(214.5)
		501～1,000m ³	185(203.5)	205(225.5)
浴場用	基本使用料		1,030(1,133.0)	1,150(1,265.0)
	従量使用料 (1m ³ につき)	0～5m ³	0	78(85.8)
		6m ³ ～	70(77.0)	
臨時用		1m ³ につき	195(214.5)	220(242.0)

改定案のポイント

- **基本使用料を1,150円に増額**
- **基本水量制を廃止**し、これまで基本使用料に含まれていた0～5m³の従量使用料を**30円**(1m³当たり)と設定
- 6～10m³は**据置き**、11～20m³は**1円増**(1m³当たり)、21～30m³は**6円増**(1m³当たり)とし、対象者が多い区分(全体の73.8%)に対しても上昇率を抑える一定の配慮を行う。
- 31m³以上の大口使用者には**段階的な負担増**を設定

表：使用水量別下水道使用料（令和6年度）

使用水量 区分 (m ³)	件数 (件)	使用水量 (m ³)	使用料 (円、税抜)
0 - 5	34,748	97,971	34,986,610
6 - 10	37,223	297,792	48,481,880
11 - 20	71,229	1,099,232	155,789,000
21 - 30	38,920	959,714	133,595,800
31 - 50	14,600	534,588	75,543,750
51 - 100	1,904	120,266	17,824,435
101 - 200	593	84,601	13,531,425
201 - 500	384	113,741	19,026,785
501 - 1,000	55	38,852	6,798,770
1,001 - 5,000	32	43,497	7,935,675
5,001 - 10,000	0	0	0
10,001以上	0	0	0
合計	199,688	3,390,254	513,514,130

(2) 改定による影響額（税込み）

表：改定による影響試算表

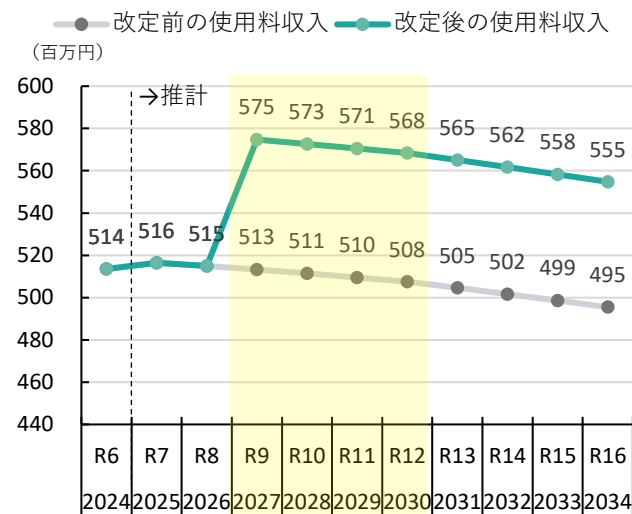
汚水量	10m ³ /月 	20m ³ /月 	30m ³ /月 	500m ³ /月 	1,000m ³ /月 
現行使用料	1,628円	3,058円	4,598円	93,973円	195,723円
改定後使用料	1,925円 (297円/18.2%増)	3,366円 (308円/10.1%増)	4,972円 (374円/8.1%増)	104,577円 (10,604円/11.3%増)	217,327円 (21,604円/11.0%増)

【計算例（改定後20m³（税込み）の場合）： 1,265円 + (5m³×33円) + (5m³×99円) + (10m³×144.1円) = 3,366円】
 《基本使用料》 《0～5m³区分》 《6～10m³区分》 《11～20m³区分》

4 使用料改定後の各指標シミュレーション結果



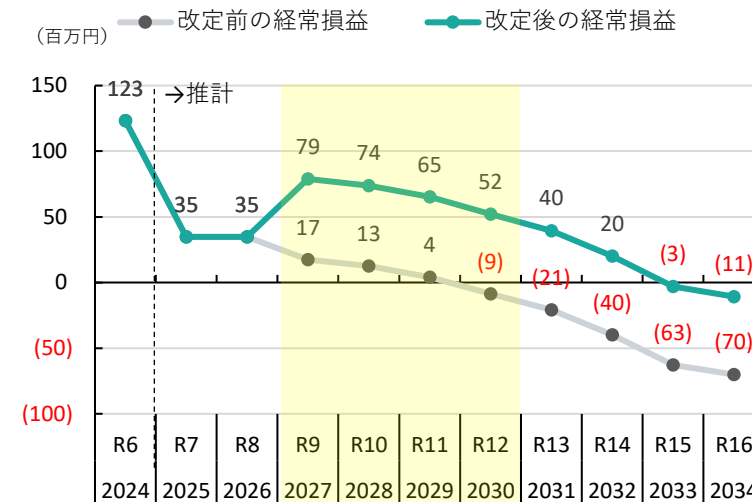
(1) 使用料収入の比較



年当たり
約6千万円
の収入の増
加が見込ま
れます。

図：使用料収入の見込み（使用料改定前及び改定後）

(2) 経常損益の比較

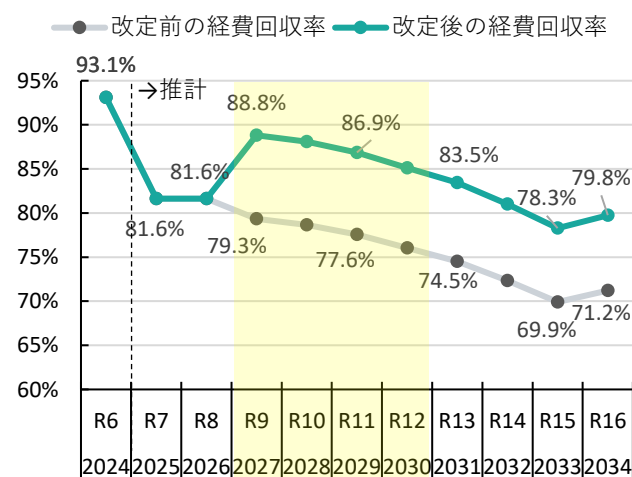


※グラフ中の黄色に着色された期間は今回の使用料改定の算定対象期間です。

収支は改善し、
算定期間中の
経常損益は黒
字を保つ見込
みです。

図：経常損益の見込み（使用料改定前及び改定後）

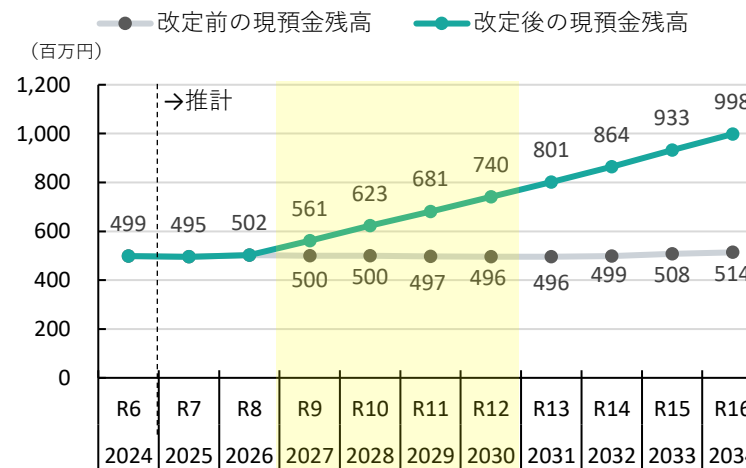
(3) 経費回収率の比較



経費回収率
は増加する
ものの、使
用料算定対
象経費全て
を賄う状況
には至りま
せん。

図：経費回収率の見込み（使用料改定前及び改定後）

(4) 現預金残高の比較



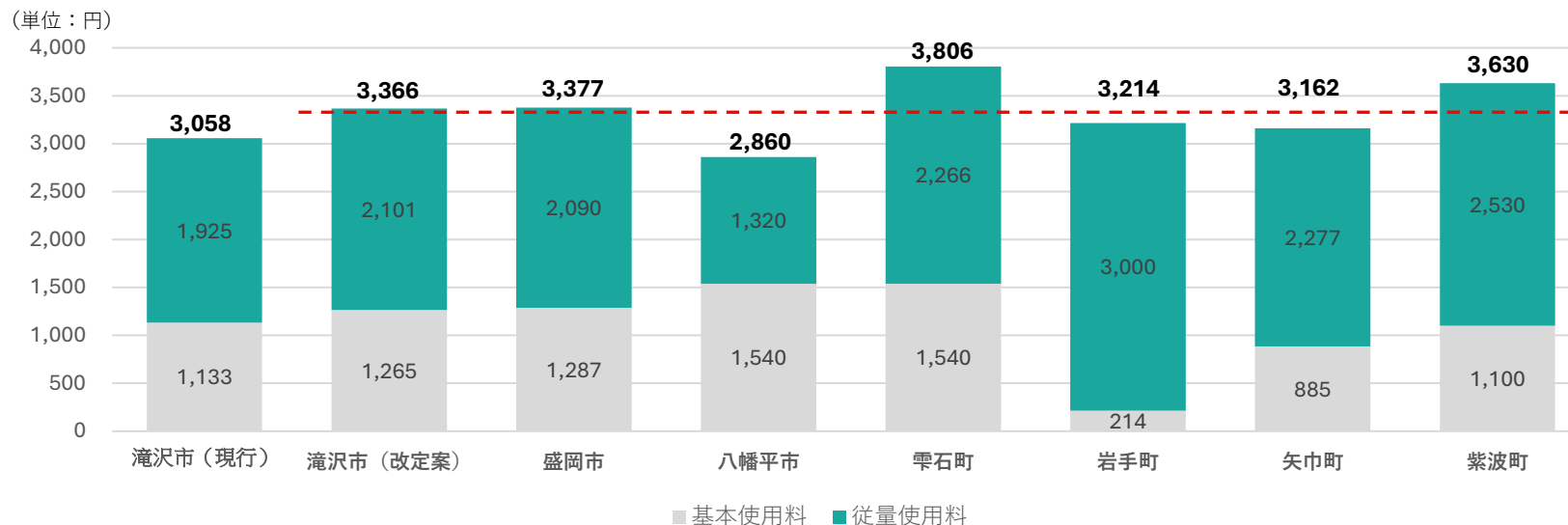
次回見直し時
期（R12）ま
では目標と
する7～8億
円の現預金残
高を確保でき
る見込みです。

図：現預金残高の見込み（使用料改定前及び改定後）

5 使用料改定に係る参考事項



(1) 近隣自治体の状況



改定後の滝沢市を含む
近隣自治体平均使用料
3,345円

盛岡市と同程度
の使用料となり、
近隣市町の中
でも平均的な金額
になります。

図：近隣自治体との使用料比較（（20m³／1か月）【税込み】）

【基本水量制度実施状況】（実施していない自治体）盛岡市、岩手町、矢巾町及び紫波町／（実施している自治体）八幡平市（10m³まで）及び雫石町（6m³まで）

(2) 本市における近年の使用料改定

市ではこれまでも社会経済情勢の変化等を踏まえ、使用料の改定を実施しています。

平成22年6月

基本水量を
10m³から5m³
へ変更

平成24年10月

料率改定
【20m³の場合】
改正前
2,310円
改正後
2,814円

平成26年4月

消費税法の一部改
正（5%→8%）
【20m³の場合】
改正前
2,814円
改正後
2,901円

平成30年4月

料率改定
【20m³の場合】
改正前
2,901円
改正後
3,002円

令和元年10月

消費税法の一部改
正（8%→10%）
【20m³の場合】
改正前
3,002円
改正後
3,058円

直近の10年間の
使用料上昇率は、
消費税増税分も含
め、5.4%となっ
ています。